３．障害者手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。障がいの程度により、１級から６級までの区分があります。

手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

●交付までの流れ　※手帳ができるまで１～２か月ほどかかります。

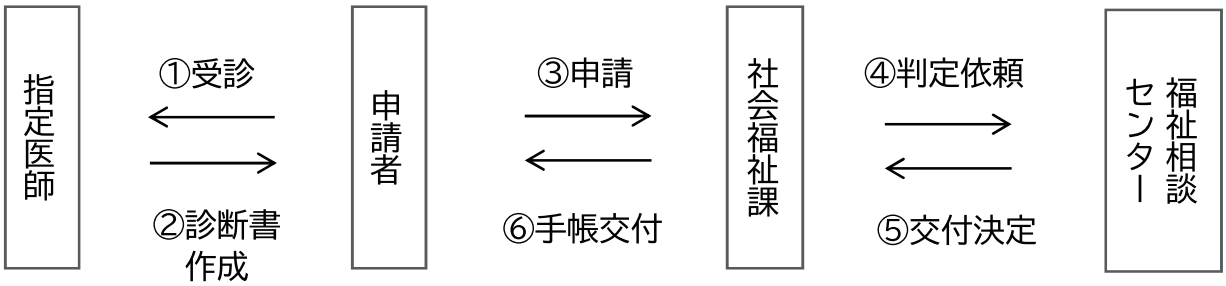

手　続　き	内　　容	必　要　な　も　の			
		マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	診断書 ※3	手帳
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき	○	○	○	
等級変更 障がい名追加	障害程度が変わったり、他の障害が加わったとき	○	○	○	○
居住地変更 氏名変更	住所や氏名が変わったとき	○			○
紛失	手帳を紛失したとき	○	○		
破損	手帳を破損したとき	○	○		○
返還	死亡したとき、又は必要がなくなったとき	○			○

※1　マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等
※2　たて４㎝×よこ３㎝（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）
※3　診断書用紙は、社会福祉課又は各支所市民サービス課にあります。

【問い合わせ先】　社会福祉課障がい者支援班　TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（→48ページ）

療育手帳

知的に障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。障がいの程度により、Ａ、Ｂの区分があります。

●交付までの流れ　※手帳ができるまで２～３か月ほどかかります。

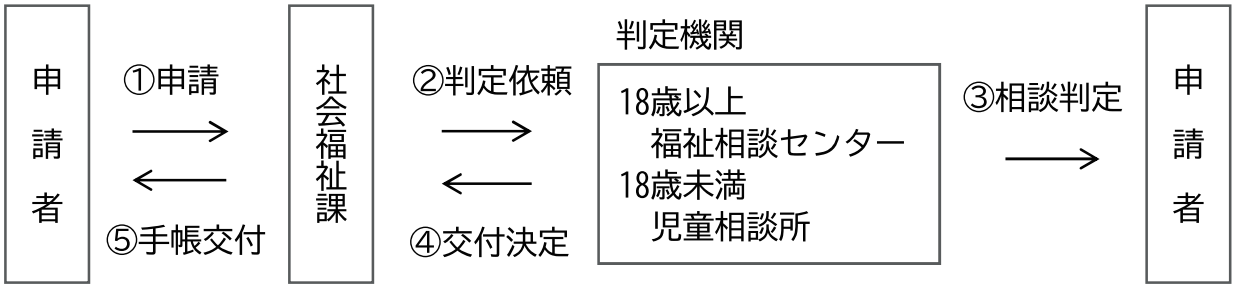

手続き	内　　容	必要なもの	
		顔写真 ※1	手帳 ※2
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき	○	
更新	引き続き手帳を所持しようとするとき	○	○
再交付	手帳を紛失又は破損したとき	○	
記載事項変更	本人又は保護者の氏名、住所又は電話番号が変わったとき		○
	身体障害者手帳の等級又は障害名が変わったとき		○
返還	該当しなくなったとき		○
	再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したとき		○
	死亡したとき		○

※1　たて４㎝×よこ３㎝（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）
※2　他の手帳（身体・精神）をお持ちの場合は持参してください。

【問い合わせ先】　社会福祉課障がい者支援班　TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（→48ページ）

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある方の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的とした制度で、各種の支援を受けるために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。**手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。**

●手帳の有効期間　２年間（有効期限の３か月前から更新申請可）

●交付までの流れ　※手帳ができるまで２か月ほどかかります。

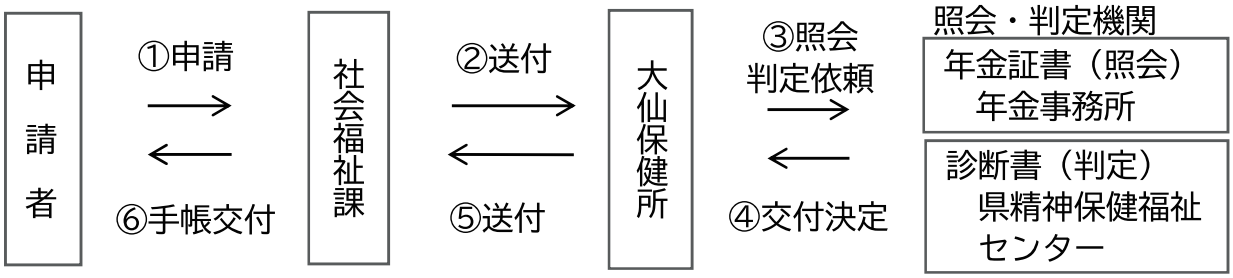

手続き	内　　容	必　要　な　も　の			
		診断書	マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	手帳
新規交付	障害年金受給で初めて手帳の交付を受けようとするとき		○	○	
	診断書で初めて手帳交付を受けようとするとき	○	○	○	
更新	障害年金受給で手帳を所持しようとするとき		○	○	○
	診断書で手帳を所持しようとするとき	○	○	○	○
再交付	手帳を紛失したとき		○	○	
	手帳を破損したとき		○	○	○
記載事項変更	氏名、住所が変わったとき		○		○
返還	死亡したとき		○		○

※1　マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等
※2　たて４㎝×よこ３㎝（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

【問い合わせ先】　社会福祉課障がい者支援班　TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（→48ページ）